

那 須 地 域

定住自立圏共生ビジョン

平成27年11月

那須塩原市・大田原市・那須町・那珂川町

目 次

はじめに

I 定住自立圏共生ビジョンにおける基本事項

- 1 定住自立圏及び圏域を構成する市町の名称・・・・・・・・・・ 1
- 2 定住自立圏の特徴・・・・・・・・・・ 1
- 3 那須地域定住自立圏共生ビジョンについて・・・・・・・・・・ 1

II 圏域の概要及び将来像

- 1 圏域の概要・・・・・・・・・・ 1
- 2 圏域の将来像・・・・・・・・・・ 2

III 定住自立圏における重点テーマ及び重点的な取組

- 1 重点テーマ・・・・・・・・・・ 2

IV 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取組

- 1 生活機能の強化に係る政策分野・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 環 境・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 産業振興・・・・・・・・・・ 6
- 2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 地域公共交通・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 地産地消の推進・・・・・・・・・・ 8
 - (3) 地域内外の住民との交流促進・・・・・・・・・・ 8
- 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 人材育成・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 外部からの人材確保・・・・・・・・・・ 9
 - (3) コンピュータシステムの共同利用等・・・・・・・・・・ 10

- 資料** 那須地域定住自立圏構想施策体系表・・・・・・・・・・ 11
那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会条例・・・・・・・・・・ 12

はじめに

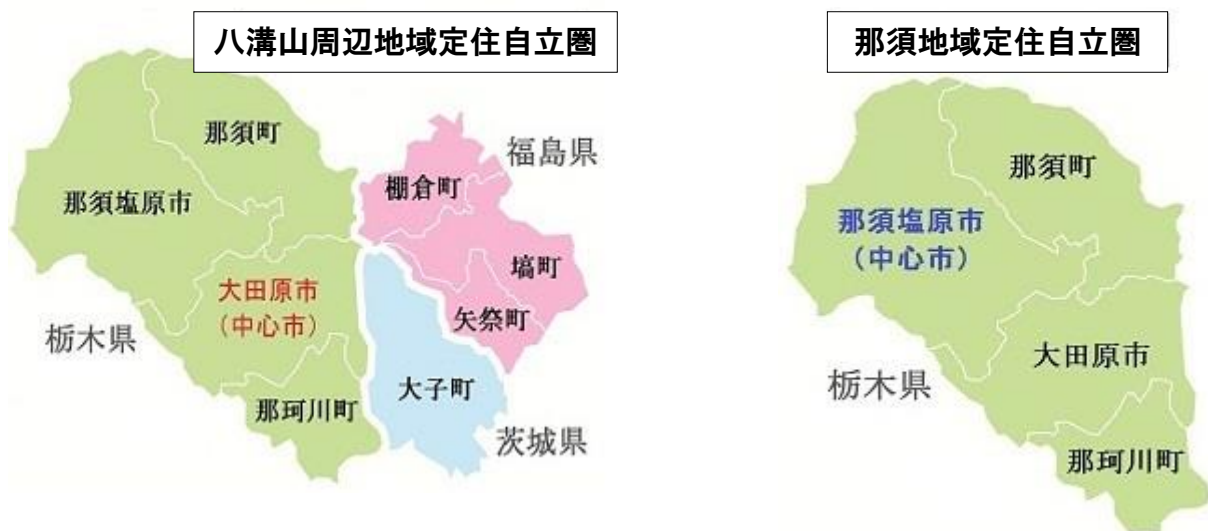
定住自立圏構想の取り組みにつきましては、栃木県（大田原市・那須町・那珂川町・那須塩原市）・福島県（棚倉町・塙町・矢祭町）茨城県（大子町）の各県2市6町で構成する「八溝山周辺地域定住自立圏」においての協議が進められていたところですが、平成25年3月に国の定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号）の一部改正があり、従前の中心市の要件に加え中心市要件の特例が設定されました。

要綱改正の趣旨としては、昼夜間人口比率が1.0を下回っていても一定の都市機能が集積し、都市に居住し後背地のリゾート・観光地へ通勤するスタイルの市についても定住自立圏構想の中心市として認めるというものであり、本要綱の一部改正に伴い、本市及び日光市が新たに中心市としての要件を満たすこととなりました。

本市が定住自立圏構想における中心市としての要件を具備したことに伴い、既に圏域を形成していくこととした大田原市をはじめとする「八溝山周辺地域定住自立圏」の構成市町とにおいて、新たに栃木県内の那須地域で定住自立圏を形成することについての協議を踏まえ、大田原市、那須町、那珂川町、そして中心市である本市の2市2町で「那須地域定住自立圏構想」を形成することとしました。

本圏域においては、平成25年12月18日に中心市宣言を行い、平成26年4月1日に推進協議会を設置し、栃木・茨城・福島各県の2市6町で構成する「八溝山周辺地域定住自立圏」と「那須地域定住自立圏」との双方での協議を行い、平成27年2月10日、国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、那須地域定住自立圏の中心市である本市と大田原市、那須町及び那珂川町との間において、定住自立圏の形成に関する協定を締結し、本圏域の共生ビジョンを策定することとしました。

【定住自立圏構想における2つの圏域】



I 定住自立圏共生ビジョンにおける基本事項

1 定住自立圏及び圏域を構成する市町の名称

定住自立圏の名称	那須地域定住自立圏
圏域を構成する市町の名称	那須塩原市・大田原市・那須町・那珂川町

2 定住自立圏の特徴

本圏域を構成する2市2町は、那須塩原市を中心市として圏域を構成していますが、大田原市を中心市とする「八溝山周辺地域定住自立圏」にも含まれており、圏域重複型の定住自立圏となっています。

3 那須地域定住自立圏共生ビジョンについて

那須地域定住自立圏共生ビジョンの計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、毎年度所要の見直しを行うこととします。

II 圏域の概要及び将来像

1 圏域の概要

我が国の総人口は、今後、急速に減少することが見込まれており、三大都市圏及び地方圏ともに人口が減少する「過密なき過疎」時代の到来が予測されています。

本圏域においてもその例外ではなく、少子高齢化の進展は、収入の減少、社会保障費の増大、生産年齢人口層への負担の増加のほか、インフラ維持の困難さや地域コミュニティの崩壊などを招く恐れがあります。今まさに、先を見通した対応が必要不可欠であり、こうした状況下において、誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える地域を形成し、大都市圏への人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出していくためには、市町村の枠にとらわれず広域的な連携により、それぞれの持つ地域資源を最大限に活用するとともに、魅力ある地域資源を発掘・発展させ、誰もが安心して安全に生活できる自立した地域を構築していくことが重点課題となっております。

本圏域は、関東随一の清流で知られる那珂川、豊かな森林資源や里山、四季折々に彩る風光明媚な観光資源、数多くの温泉といった豊富な地域資源を有し、エネルギーや食料を地域で自給できる多くの可能性を秘めた圏域であるとともに、地域固有の他に誇れる歴史・文化を有した生活・経済圏域を形成しております。

また、本圏域においては、栃木県の北部で首都東京から約150km圏に位置し、南西から北東にかけて東北新幹線をはじめ、JR宇都宮線、東北縦貫自動車道及び国道4号の幹線道が縦貫し交通の要衝であるとともに、那須塩原駅をはじめ那須地域の玄関口にあたる地域です。

これら本圏域の有する恵まれた地域特性を最大限に活かしていくため、構成市町との連携を図って事業に取り組んでいきます。

2 圏域の将来像

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号）の一部改正の趣旨に鑑み、本圏域における本市の位置づけは、『多自然地域を後背地とする居住拠点都市』とし、

「多自然地域と居住都市の新たな共生」

～自然を育み、魅力・活力に満ちた圏域の創出を目指して～

を那須地域定住自立圏の目指すべき将来像とします。

Ⅲ 定住自立圏における重点テーマ及び重点的な取組

本圏域の将来像を実現するため、重点テーマを設定し、特定の政策分野を重点的に取り組むこととします。

1. 重点テーマ

地方圏の今後の極めて厳しい状況を打破するにあたり、地域主権の確立、地域の成長、低炭素社会への転換を喫緊の課題とし、本圏域における重点テーマを多自然を活かした「地域内のエネルギー・食料等の自給構造の確立」と「他地域との差別化による交流人口・定住人口増」を通じた創富に設定します。

(1) 地域内のエネルギー・食料等の自給構造の確立

①地域内のエネルギー・食料等の地産地消

②地域住民が中心となって、地域内で人材・資源・資金が循環する仕組みの創設

(2) 他地域との差別化を通じた交流人口・定住人口増

今後、地方分権・地域主権の進展と少子高齢化による人口減少により、自治体間が独自のサービスを提供することを通じ、住民から選ばれるまちづくりを行う地域間での競争が一層激しくなることが予想されます。

そのため、当該地域の地域資源を最大限活用するとともに、魅力ある地域資源を発掘・発展していくことにより、圏域内の交流人口増さらには定住人口増を促進する政策を進める必要があります。

その観点から、生産年齢人口を惹きつける独自の地域資源の洗い出し・磨き上げを図り、他地域との差別化を図るとともに、積極的に地域の魅力を圏域外に発信していくことが求められております。

- ①本圏域の観光資源及び交通拠点施設（新幹線駅、高速 IC 等）を活用した交流ネットワークの構築
- ②観光戦略、公共交通ネットワークの拡充、地域プロモーション等の促進

段階的な重点的取組

那須地域定住自立圏の地域特性並びに重点テーマを推進するため、本圏域においては、特に「公共交通」、「観光」そして「環境」の分野について重点的に取り組むこととし、本圏域の将来像の実現を目指していきます。

公共交通

公共交通のネットワーク化を図り、利用者の利便性を向上させることにより、公共交通の利用を促進し、圏域内の交流の活性化を図る。

将来像

**「多自然地域と居住都市の新たな共生」
～自然を育み、魅力・活力に満ちた
圏域の創出を目指して～**

観光

圏域内の自然景勝地や温泉、歴史・文化、農産物等の魅力あふれる観光、物産資源を有効に活用し、観光客の増加や販路の拡大に向けたPR活動に連携して取り組む。

環境

圏域の豊かな自然環境を保全育成するとともに、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、低炭素社会に対応した圏域のエネルギーの創造及び利活用を図る。

Ⅳ 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取組

中心市である本市の地域特性並びに本圏域の重点テーマを推進するため、「公共交通」・「観光」そして「環境」の分野について重点的に取り組んでいくこととします。

また、事業費や関係市町の費用負担割合等については、状況の変化に応じ、適切な見直しを図りながら進めていきます。

【連携する政策分野及び取組の内容】

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 環 境

【目指すべき方向性】

先人から受け継いだかけがえのない山や川、そこに棲む生物など圏域の豊かな自然環境を保全育成し、地域低炭素社会の構築を進め持続可能な地域社会の実現を図る。

① 再生可能エネルギーの導入促進

【形成協定】

圏域の豊かな自然環境を保全育成するとともに、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、低炭素社会に対応した圏域のエネルギーの創造及び利活用を図る。

事業名	再生可能エネルギー推進事業						関係市町
事業概要	森、里に育まれるきれいな水などの豊かな資源とそこから生み出され得る再生可能なクリーンエネルギー資源を最大限活用する仕組みを構築する。						全市町
事業効果	再生可能エネルギーの活用によって、低炭素社会の形成が図られる。						
事業費見込 (千円)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計	
	平成 27 年度における協議を踏まえ、平成 28 年度以降の事業を決定する。						
国 県 補 助 事 業の名称等	—						
【関係市町の役割分担に係る基本的な考え方】 那須塩原市が中心となり、調査研究を行う。 連携市町は、那須塩原市に対し情報提供等を行う。							

② 鳥獣害防止

【形成協定】

有害鳥獣の捕獲等について、情報の共有化を図り、鳥獣害防止に取り組む。

事業名	有害鳥獣等対策事業						関係市町
事業概要	農林水産物の被害軽減のため、有害鳥獣対策を連携して実施する。						全市町
事業効果	有害鳥獣対策に連携して取り組むことにより、駆除を効果的、効率的に実施することができる。						
事業費見込 (千円)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計	
	平成 27 年度の協議を踏まえ、平成 28 年度以降の事業を決定する。						
国 県 補 助 事 業の名称等	—						
【関係市町の役割分担に係る基本的な考え方】 今後の協議により、役割分担等を決定する。							

③ 循環型社会の構築に向けた取組

【形成協定】

圏域内における循環型社会の構築に向け、情報の共有化を図り、環境保全に関連する活動に連携して取り組む。

事業名	スマートシティ構想調査・研究事業						関係市町
事業概要	圏域内のスマートシティの推進等循環型社会の構築に向けた環境整備について調査・研究を行う。						全市町
事業効果	豊かな自然環境との共存と、経済の持続的な成長との両立を図ることが可能となる。						
事業費見込 (千円)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計	
	平成 27 年度における協議を踏まえ、平成 28 年度以降の事業を決定する。						
国 県 補 助 事 業の名称等	—						
【関係市町の役割分担に係る基本的な考え方】 那須塩原市が中心となり、調査研究を行う。 連携市町は、那須塩原市に対し情報提供等を行う。							

(2) 産業振興

【目指すべき方向性】

農林水産業の振興や、地場産業の育成、企業誘致、観光資源の開発等による商工業の振興、雇用機会の確保、中心市街地におけるにぎわいの創出その他の自立のための経済基盤の確立等に向けた連携を図る。

① 観光、物産等地域資源の有効活用

【形成協定】

圏域内の自然景勝地や温泉、歴史・文化、農産物等の魅力あふれる観光、物産資源を有効に活用し、観光客の増加や販路の拡大に向けたPR活動に連携して取り組む。

事業名	観光宣伝事業					関係市町
事業概要	首都圏からの玄関口である那須塩原駅の観光案内所に圏域の観光情報を集約し、観光情報の発信や提供を行う。					全市町
事業効果	圏域の風評被害払拭に向けた観光及び農畜産物のPRを行うことで、観光客の増加を図り観光の活性化につなげる。					
事業費見込 (千円)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	8,665					
国 県 補 助 事 業の名称等	—					
【関係市町の役割分担に係る基本的な考え方】 那須塩原市が中心となり、総合観光案内所の運営についての調整等を行う。 連携市町が按分して費用を負担する。						

事業名	農観商工連携推進事業					関係市町
事業概要	圏域内の豊かな食材を生かし、農観商工連携による商品ブランドの発掘や開発、6次産業化に向けた事業について調査・研究を行う。					全市町
事業効果	6次産業化に向けた取り組みの推進が図られる。					
事業費見込 (千円)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	平成 27 年度における協議を踏まえ、平成 28 年度以降の事業を決定する。					
国 県 補 助 事 業の名称等	—					
【関係市町の役割分担に係る基本的な考え方】 今後の協議により、役割分担等を決定する。						

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

【目指すべき方向性】

地域内外の往来を活発化し、日常生活圏の拡大や利便性の向上を図るためのバス路線の再編等の支援、その他の地域公共交通サービスの提供等に向けた連携を図る。

【形成協定】

公共交通のネットワーク化を図り、利用者の利便性を向上させることにより、公共交通の利用を促進し、圏域内の交流の活性化を図る。

事業名	公共交通需要調査事業					関係市町
事業概要	利用者を含めた住民アンケート調査等による交通実態調査を実施し、圏域内の公共交通に関する現状の分析や課題の整理を行うとともに、各市町の取組の調整を図り、圏域内の公共交通ネットワークの構築を図る。					全市町
事業効果	圏域の公共交通に関する課題の抽出が可能となり、住民ニーズを踏まえた効率的で効果的な圏域内の公共交通ネットワークを構築することで、利用者利便性の向上が図られる。					
事業費見込 (千円)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	5, 832	23, 328	5, 940			
国 県 補 助 事 業の名称等	—					
【関係市町の役割分担に係る基本的な考え方】 当面は、那須塩原市が事業を実施し費用を負担する。 事業の進捗に応じ、関係市町で協議し費用を負担する。						

事業名	那須塩原駅東口バリアフリー化事業					関係市町
事業概要	那須塩原駅の東西連絡通路を利用者が安全で快適に利用できるよう、東西連絡通路東口にエレベーターを設置する。					全市町
事業効果	圏域の拠点となり得る那須塩原駅のバリアフリー化を行うことで、交通弱者や圏域を訪れる観光客が公共交通を円滑かつ安心して利用することが可能となる。					
事業費見込 (千円)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	9, 000	95, 000				
国 県 補 助 事 業の名称等	—					
【関係市町の役割分担に係る基本的な考え方】 当面は、那須塩原市が事業を実施し費用を負担する。 事業の進捗に応じ、関係市町で協議し費用を負担する。						

(2) 地産地消の推進

【形成協定】

圏域における地産地消を推進するため、各種事業及び普及啓発活動を行う。

事業名	地産地消推進事業						関係市町
事業概要	○圏域全体で取り組む地産地消に関する事業の調査研究を実施する。 ○関係機関と連携して、地産地消の普及啓発活動を推進する。 ○圏域の地産地消の関係者と連携して、地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報発信等を行う。						全市町
事業効果	地元農産物の消費拡大による農業経営の安定、地産地消の拡大が図られる。						
事業費見込 (千円)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計	
	平成 27 年度における協議を踏まえ、平成 28 年度以降の事業を決定する。						
国 県 補 助 事 業の名称等	—						
【関係市町の役割分担に係る基本的な考え方】 今後の協議により、役割分担等を決定する。							

(3) 地域内外の住民との交流促進

【形成協定】

地域の資源を活かしたイベント等を連携して開催し、圏域住民の交流を促進する。

事業名	交流促進事業						関係市町
事業概要	地域おこし協力隊の情報交換や連携の強化を図る。						全市町
事業効果	圏域内への集客効果が図られる。						
事業費見込 (千円)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計	
	平成 27 年度における協議を踏まえ、平成 28 年度以降の事業を決定する。						
国 県 補 助 事 業の名称等	地域おこし協力隊推進要綱（総務省）						
【関係市町の役割分担に係る基本的な考え方】 今後の協議により、役割分担等を決定する。							

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材育成

【形成協定】

圏域内市町職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、合同研修及び人事交流を行う。

事業名	圏域マネジメント研修事業					関係市町
事業概要	職員の資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、圏域の共通課題に即した研修等を共同で実施する。					全市町
事業効果	行政上の共通課題について、情報の共有化と研修等により圏域内での共通認識の形成と課題に対する対応能力の強化が図られる。					
事業費見込 (千円)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	—	研修内容、参加人数等を考慮し、その都度協議して決定する。				
国 県 補 助 事 業の名称等	—					

【関係市町の役割分担に係る基本的な考え方】

那須塩原市は、研修の実施に向けた調整等を行う。

連携市町は、研修に対し積極的に職員を派遣するとともに、那須塩原市に対し情報提供等を行う。

(2) 外部からの人材確保

【形成協定】

圏域内の資源等を活用するため、豊富な知識・経験を有する専門家等を外部から招聘する。

事業名	外部人材招へい事業					関係市町
事業概要	地域プロモーションを実践していくにあたり、外部の専門的な人材の登用及び活用を図る。					全市町
事業効果	地域人材力の育成力を図るとともに、地域プロモーションを実践していくにあたり必要な助言が得られる。					
事業費見込 (千円)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	—	平成 27 年度における協議を踏まえ、平成 28 年度以降の事業を決定する。				
国 県 補 助 事 業の名称等	外部専門家招へい事業（総務省）					

【関係市町の役割分担に係る基本的な考え方】

那須塩原市は、圏域外より専門的な知識を有する人材を招へいし、圏域内の情報を集約し、調整する。

連携市町は、那須塩原市に対し情報提供等を行う。

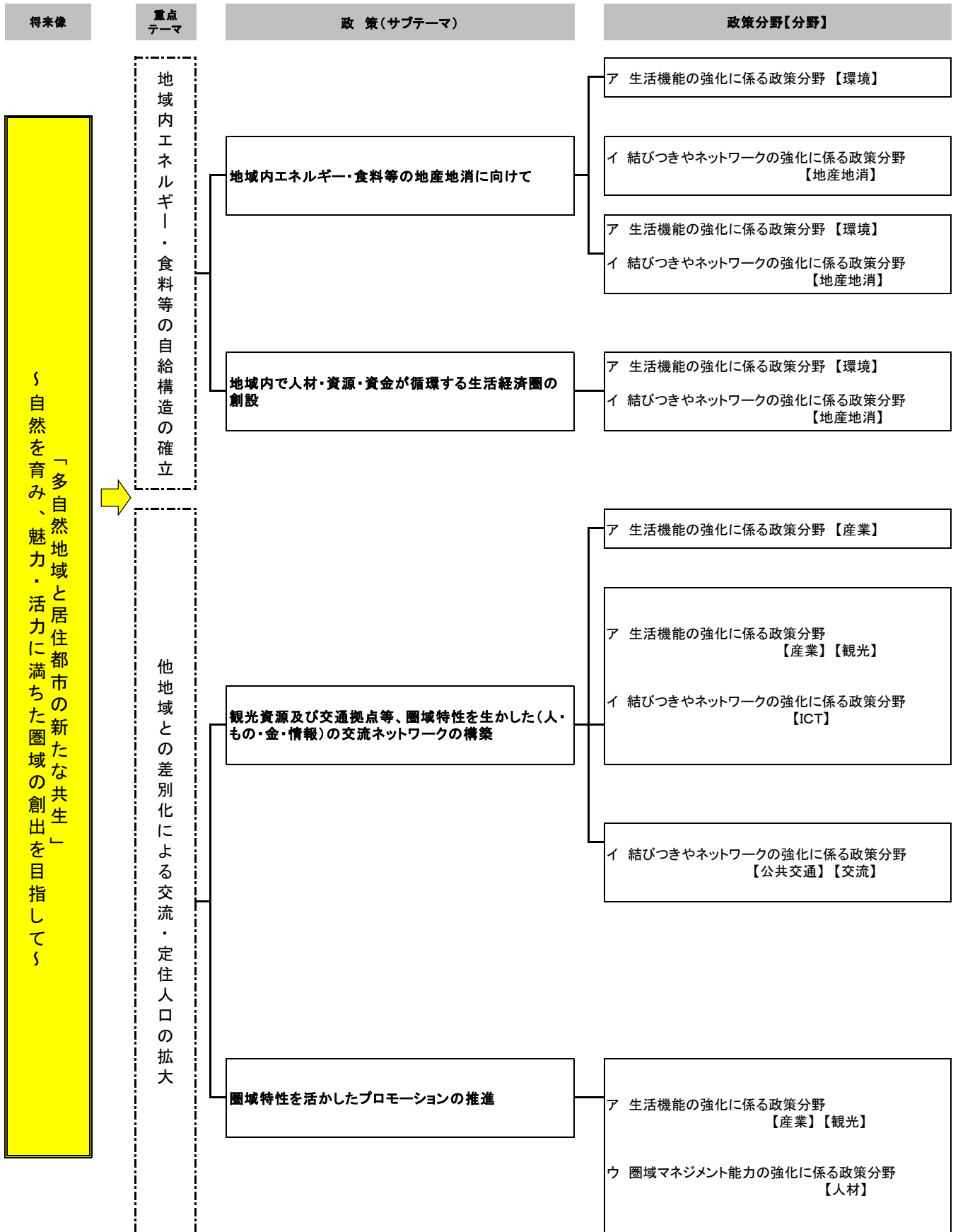
(3) コンピュータシステムの共同利用等

【形成協定】 圏域内においてコンピュータシステム等の共同利用に向けて、情報の共有化に努め、調査研究等を行う。						
事業名	オープンデータ推進事業					関係市町
事業概要	自治体が保有するデータを住民等が自由に利用できるオープンデータ化を進めていく。 また、圏域内のオープンデータをまとめて公開するウェブサイトを利用する。					全市町
事業効果	オープンデータを有効活用することで、新たなサービスやビジネスの創出による経済の活性化、官民協働による公共サービスの実現、行政の透明性・信頼性の向上につながることを期待される。					
事業費見込 (千円)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	3,975	3,111	3,111	3,111	3,111	16,419
国 県 補 助 事 業の名称等	—					
【関係市町の役割分担に係る基本的な考え方】 当面は、那須塩原市が事業を実施し費用を負担する。 事業の進捗に応じ、連携市町で協議し費用を負担する。						

※「オープンデータ」とは、単にデータをオープン（一般公開）するということではなく、データ（情報）を転用や加工など二次利用が可能な状態で公開するものです。

※八溝山周辺地域定住自立圏では、ICTアドバイザー等を活用し、自治体クラウド、社会保障・税番号制度、ICT調達コスト削減等について研修会を実施するとともに、コンピュータシステム等の共同利用に向けて、情報の共有化に努め、調査研究等に取り組んでいるため、本圏域との調整を図りながら事業を進めていきます。

那須地域定住自立圏構想施策体系表



○那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会条例

平成26年12月19日

条例第34号

(設置)

第1条 那須地域定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）の策定又は変更に当たり、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知。以下「要綱」という。）の規定に基づき、那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 那須地域定住自立圏 要綱の規定に基づき、中心市宣言を行った那須塩原市並びに那須塩原市と連携の意思を有する大田原市、那須町及び那珂川町の圏域をいう。
- (2) 那須地域定住自立圏共生ビジョン 要綱第6に規定する定住自立圏共生ビジョンをいう。

(所掌事務)

第3条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) その他那須地域定住自立圏構想の推進に関すること。

(組織)

第4条 懇談会は、15人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、那須地域定住自立圏の形成に関する協定書に掲げられた政策分野の関係者及び定住自立圏構想について識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 懇談会は、前条に規定する事務の遂行を補助するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、定住自立圏構想担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(会議の招集)

2 この条例の施行後、初めて開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会 委員名簿

【順不同】

番号	市町名	所属等	氏名	備考
1	那須塩原市	宇都宮共和大学 シティライフ学部長	山島 哲夫	会 長
2	那須塩原市	那須塩原市観光協会連絡協議会 会長	荻原 正寿	
3	那須塩原市	県北地区タクシー協議会 会長	村山 茂	
4	那須塩原市	東京電力株式会社栃木北支社 副支社長	山川 登美男	
5	那須塩原市	那須塩原市商工会青年部 企画委員長	高根沢 大地	
6	大田原市	大田原市教育評価委員会 副委員長	中澤 千明	
7	大田原市	大田原市地域公共交通会議 委員	君島 孝明	
8	那須町	那須町自治会連合会 会長	川崎 庚生	
9	那須町	一般社団法人那須町観光協会 会長	廣川 琢哉	
10	那珂川町	なかがわ元気プロジェクト連絡協議会 会長	野口 勝明	
11	那珂川町	那珂川町社会福祉協議会 会長	矢内 修	

那須地域定住自立圏共生ビジョン

平成 2 7 年 1 1 月 策定

〒325-8501 栃木県那須塩原市共壘社 108 番地 2
那須塩原市 企画部 企画政策課

TEL : 0287-62-7106

FAX : 0287-62-7220

E-Mail : kikakuseisaku@city.nasushiobara.lg.jp